

## 重要！協議会の保険

### 12歳以上の「委託児童通知書」作成のお願い

これまで12歳以上の児童の委託や、在籍している児童が12歳以上となった場合、12歳以上の児童が措置解除となった際に、ファミリーホーム賠償責任保険の「12歳以上の委託児童通知書 兼 解除通知書」を作成していただいているところです。

しかし、多くのホームで12歳以上の児童が措置解除となった後、手続きをお忘れになっているケースがあり、12歳以上の児童数が実際よりも多く登録されています。毎年の保険料の計算上、12歳以上の委託児童数によって金額が大幅に変わります。

そこでこのたび全ホームを対象に、「12歳以上の委託児童通知書 兼 解除通知書」の作成をお願いすることになりました。日々の養育でお忙しいところ恐縮ですが、必ず**令和8年2月28日(土)**までに手続きをしていただきますようお願いいたします。

#### 手続きの方法、注意点

- ① 協議会ホームページから手続き

[ファミリーホーム賠償責任保険 | japan-familyhome](#)



- ② 令和8年2月1日現在、ホームに在籍している12歳以上の児童分の(氏名、生年月日、満年齢等)を記入し、事務局に送付。
- ③ 通知がなかった場合や、通知が遅れた場合、通知の内容が間違っていた場合、保険の対象とならない可能性があります。必ず、通知・手続き、お間違いのないように入力をお願いいたします。
- ④ ご不明点、対応が難しい事情がございましたら、お近くの理事や事務局までご相談ください。